



続・就業規則冊子、読んでますか？

## あなたの価格、 ハウマツチ？

「時給」は就業規則第108条1項によると…

$$\text{時給} = \frac{\text{基本給} + \text{管理手当等} + \text{都市手当} + \text{職務手当} + \text{技能手当}}{149.9}$$

…と定めています。

ややこしいので、シンプルな例として他職種経験ゼロの営業職

●年目社員（八王子市内の駅勤務）の場合を挙げると…

基本給…200,000円

都市手当…20,000円（B級地：10%加算）

これを上の式に当てはめると…

$$\text{この社員の時給} = \frac{200,000 + 0 + 20,000 + 0 + 0}{149.9}$$

$$= 1467.64509... \rightarrow 1467.65 \text{ (円)}$$

銭単位未満は切り上げ

計算して気付く人、  
地味にいます。

先月の超勤手当、  
計算より少ない。  
どゆこと？



こうならないために、まずは時給を知ろう

超勤、夜勤、休日出勤  
これを知らないとい

始まらない

JR東日本会社で勤務すると付いてくる種々の手当。超勤、夜勤、休日出勤等の手当の多くは「1時間あたりの給与」すなわち「時給」が根拠になっている。それを簡単な例で示したのが上の図だ。

超勤の時間は管理者に申告した通りに付いているだろうか？  
そもそも会社から機会を得て教えたもらっただろうか？

給与Ⅱ「賃金」はあなたの貴重な労働力の価格を表している。それを知らず、無関心や（「1分程度はいいや」という具合に）会社への遠慮で付くはずの手当が付かないままであれば、むしろ働けば働くほど、あなた自身の労働力を安売りすることになってしまふ。あなたの価格を知らないことには、何も始まらない。

通常勤務も超勤もあなたの労務提供だ！  
労働力の価格とルールを知らずに  
いのちまでも安売りしていることに気付こう！